

余裕期間制度に関する Q & A

令和 7 年 3 月

(Q1 基本事項)

Q1-1. 対象とする工事はどのような工事ですか？

A. 柔軟な工期の設定を通じて、受注者が建設資機材や労働者等を確保できるようにすることで、効率的な工事実施が図れる工事を対象に適用します。

Q1-2. 余裕期間（日数）の設定ルールは？

A. 工事の規模や内容を考慮の上、180日以内で、想定される必要な期間を設定します。

(Q2 契約)

Q2-1. 契約書に記載する工期（始期・終期）は？

A. 契約に記載する工期は、余裕期間を含めた全体工期を記載します。フレックス方式の場合は、契約締結までに「工期通知書（別記様式-1）」を提出する必要があります

(Q3 当初工期設定：フレックス方式)

Q3-1. 実工期の設定（工事の始期と終期）はどのように決定できますか？

A. 工事の着手日は、発注者が指定した「余裕期間」内であれば、受注者が自由に日時を設定できます。また完成日についても「工事の終期の期限」以前（終期の期限日でも可）であれば受注者が自由に設定できます。

Q3-2. 工事の始期および終期はいつまでに決定する必要がありますか？

A. 契約締結までに「工期通知書（様式-1）」を提出する必要がありますので、その時点で決定する必要があります。契約工期は、契約締結日の翌日から工事の終期の全体工期を記載します。

Q3-3. 受注者が余裕期間は不要と判断した場合、余裕期間を工期内に取り込み（契約締結日の翌日から着手）、工期を長く取るとは可能ですか？

A. 余裕期間を取らずに契約締結日の翌日から着手し、余裕期間を実工期内に取り込んで実工事日数を長く取るとは可能です。

Q3-4. 発注者が設定している実工期より短い実工期は設定できますか？

- A. 工期の終期は受注者で設定することになりますので、発注者が設定している実工期より短い工期も設定できますが、工事内容により適切な工期設定であるか確認する場合があります。なお、国においては「発注者が想定する実工期より 10%以上短い実工期を設定しようとする場合には、その理由を確認すること」としています。

(Q4 実工期の変更：フレックス方式)

Q4-1. 工事の始期の変更は認められますか？

- A. 発注者に「工期変更通知書（別記様式-2）」を提出し、変更することが出来ます。この際、契約工期が変更になる場合は、契約約款 23 条（工期の変更方法）による「工期延伸協議書」もあわせて提出が必要です。工期延伸協議書の変更理由の欄には、「余裕期間制度のフレックス方式のため」と記載。

【例】発注者が入札公告で示した期間（60 日）以内であれば、変更（当初 40 日で設定したものを 30 日もしくは 50 日に変更）することは可能。ただし始期の期限を超えて変更（70 日）することは不可。

Q4-2. 工事の始期の変更は何回まで可能ですか？

- A. 現場条件や資機材の需給状況、関連工事や地元との調整が必要になった場合など、発注者との協議のうえ、複数回の変更も可能です。

Q4-3. 設定された全体工期を超えて延期することは可能ですか？

- A. 通常の工事と同様に、受注者の責に帰さない事由による工期延期については、発注者との協議により認められれば延期することができます。（契約約款第 23 条の規定による）

Q4-4. 当初工期（工事の終期の期限）よりも早く工事が完了した場合に、終期を変更しなければなりませんか？

- A. 通常の工事と同様に、終期前に完成届を提出し工事を完了することができます。なお、終期の変更（早期完成）について特別な届け出等は必要ありません。

(Q5 余裕期間内での行為)

Q5-1. 余裕期間内で可能な行為はどのようなものですか？

A. 現場に搬入しない資機材の準備および労働者の手配などの準備行為は可能です。現場代理人および監理技術者等の配置を要しない期間であるため、工事の着手とみなされる行為は認められません。

(認められない行為の例)

- ・工場製作
- ・測量
- ・資機材や重機の現場への搬入
- ・仮設物の設置等の準備工事（工事看板、予告看板等の設置を含む）

Q5-2. 工事着手とはどういう状態をいいますか？

A. 「工事着手」とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量など）になります。

(Q6 配置予定技術者等)

Q6-1. 技術者はいつまでに配置しなければなりませんか？

A. 工事の始期日から配置が必要です。工事の始期日の前日までに確認する必要がありますので、それまでには「現場代理人等通知書」を提出願います。

Q6-2. 余裕期間内であれば、監理技術者等の変更は認められますか？

A. 余裕期間を設定する工事においても、通常工事と同様の扱いになります。要領7条第3項に記載している「監理技術者制度運用マニュアル 二一（4）監理技術者等の途中交代」によるものとなります。マニュアルには、「監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により注文者との間で合意する必要がある。」とあります。また、「配置技術者の途中交代の要件緩和について」も参照してください。